

農村振興局所管海岸保全区域内の海浜利用に関して

北部農林水産振興センター

1. 海岸を使用する場合は、海岸に関する法令の規定を遵守すること。
 - ・海岸保全施設等に損傷を与えた時、あるいは第三者に損害を与えた場合は、すみやかに海岸管理者に届け出て、その指示に従うこと。
 - また、現状回復までに要する費用は全て届け出をした者が負担対応すること。
 - ・使用後は現状回復を行いゴミを持ち帰るなど清潔の保持に努めること。
 - ・他の海岸使用者の利用に対し、十分注意すること。
 - ・海岸内への車の乗り入れはしないこと。
2. 火気の使用にあたっては直火は禁止とし、また十分注意を払い、必要がある場合には、事前に消防署に届け出ること。
3. 周辺住民等から苦情の出た際は、速やかに届け出をした者の責任において処理すること。
4. 使用者は、気象情報に注意し、出水等の恐れがある場合は、自らの責任において対処すること。